

資料 6-2

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会
産学官連携推進委員会(第1回)
H23.4.15

大学等における産学官連携活動をめぐる動向について

目 次

1. 総合科学技術会議の動向	．．．	3
2. 知的財産戦略本部の動向	．．．	8

1. 総合科学技術会議の動向

諮問第11号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申

〔2010年12月24日 総合科学技術会議〕（抜粋）

Ⅱ. 成長の柱としての2大イノベーションの推進

4. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革

（1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化

① 「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」の創設

グリーンイノベーション、ライフイノベーションをはじめ、国として取り組むべき重要課題への対応に向けて、科学技術イノベーションを推進していくためには、産学官をはじめ、多様で幅広い関係者の主体的な参画を得て、将来ビジョンを共有し、総力を挙げて協働できる体制を構築する必要がある。これにより、各参加主体は全体を俯瞰した上で、それぞれの役割を理解し、密接に連携、協力しつつ、取組を推進していくことが可能となる。国は、こうした観点から、重要課題に関する戦略の検討から推進までを担うプラットフォームを構築する。

<推進方策>

- ・ 国は、総合科学技術会議（若しくは、これを改組した「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」。以下同じ。）の調整の下で、「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」（以下、「戦略協議会」という。）を創設する。戦略協議会は、科学技術イノベーションの一体的な推進に向けて、重要課題ごとに設置することとし、関係府省や資金配分機関、大学、公的研究機関、産業界、NPO法人等の多様で幅広い関係者の参加により、緊密な連携、協力を行う場とする。

- ・ 国は、幅広い関係者や関係機関の主体的な参画を促進するとともに、関係機関間の連携や調整を担う者（「戦略マネージャー（仮称）」）を指名するなど、支援体制を整備する。

- ・ 戦略協議会は、重要課題の将来ビジョンを明確にするとともに、その実現に向けた戦略策定に資するため、基礎から応用、開発、さらに事業化、実用化の各段階に至るまで、各フェーズにおいて推進すべき具体的な研究開発、規制・制度改革、達成目標、推進体制、資金配分の在り方等について、幅広い観点から検討する。総合科学技術会議は、戦略協議会における検討を踏まえ、重要課題達成のための戦略を策定する。

- ・ 戦略協議会は、本戦略の実効性を確保するため、戦略の推進に係る全体マネジメントを担う。大学、公的研究機関、資金配分機関、産業界等の参画機関及び関係者は、「戦略マネージャー（仮称）」の全体調整の下、連携、協力しつつ、取組を推進する。

② 産学官の「知」のネットワーク強化

科学技術の複雑化、研究開発活動の大規模化、経済社会のグローバル化の進展に伴い、これまでの垂直統合型の研究開発モデルの問題が顕在化し、これを反映する形でオープンイノベーションの取組が急速に進んでいる。こうした中、大学や公的研究機関の優れた研究成果を、迅速かつ効果的にイノベーションにつなげる仕組みの必要性が高まっているが、その一方、国内外の産学連携活動の現状を見ると、大学の外国企業との共同研究は低い割合にとどまり、技術移転機関（TLO）の関与した技術移転件数も減少傾向にある。このため、科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組

を進める。

<推進方策>

- ・ 国は、大学間連携の強化や金融機関をはじめとした関係機関との連携を視野に入れた産学官のネットワーク構築を推進する。

- ・ 国は、大学及び公的研究機関が、優れた研究成果の提供、そのための権利調整を迅速に行う体制の整備など、産業界との連携を円滑に行うための機能を強化することを求める。また、大学が、広域的な機能を持つTLOの編成、産学官連携本部とTLOの統合、連携強化など、産学官連携機能の最適化を図ることを期待する。

- ・ 国は、大学による国内外の特許取得の支援を強化するとともに、特定領域における重要な技術であって海外で特許侵害されるなど国益を損なうおそれがあるものについて支援を行う。また、国は、大学及び公的研究機関に対し、海外の大学や企業との共同研究や受託研究の拡大に向けて、知的財産保護等に関する連携ルールの整備、専門人材の育成、確保など、研究マネジメント体制の整備を求める。

- ・ 国は、大学及び公的研究機関が、取得特許の管理や活用、博士課程学生等が参画する場合の知的財産の取扱や秘密保持の原則に関する考え方の明確化を図るとともに、企業内研究室や企業の大学内研究室の設置など、柔軟な産学官連携体制を整備することを期待する。

- ・ 国は、大学や公的研究機関における有望なシーズの発掘から事業化に至るまで、切れ目無い支援を強化する。その際、関係投資機関とも連携しつつ、マッチングファンド等により、民間資金の活用も促進する。また、公的研究機関は、大学が持つシーズを社会に結びつける役割も期待されるため、産学官連携に係る機能を充実、強化する。

- ・ 国は、産学官連携の成果を総合的に検証するため、特許実施件数や関連収入などの量的評価を推進するとともに、市場への貢献、研究成果の普及状況、雇用の確保など質的評価を充実する。また、これらの評価に必要な体制を整備する。

③ 産学官協働のための「場」の構築

科学技術によるイノベーションを効率的かつ迅速に進めていくためには、産学官の多様な知識や研究開発能力を結集し、組織的、戦略的な研究開発を行う連鎖の「場」を構築する必要がある。これまで我が国では、筑波研究学園都市をはじめ、国際的な研究開発拠点の整備を進めてきたが、これらすでに集積の進んだ拠点の一層の発展に向けて、その機能強化を図ることが重要である。諸外国では、このような産学官の総合力を発揮する体制や機関の役割がますます重視されるようになっており、これも参考に、イノベーションの促進に向けて、産学官の多様な研究開発能力を結集した中核的な研究開発拠点を形成する。

<推進方策>

- ・ 国は、基礎から応用、開発の段階に至るまで、産学官の多様な研究開発機関が結集し、非競争領域／前競争領域における共通基盤技術の研究開発を中核として、「競争」と「協調」によって研究開発を推進するオープンイノベーション拠点を形成する。特に、大学や公的研究機関が集積する拠点において、相乗効果を発揮し、イノベーションを促進するため、機関の垣根を越えた施設、設備の利用、研究成果の一体的な共有や発信を推進する。

- ・ 国は、産学の間で設定された研究領域で緊密な産学対話を行いつつ、従来の組織の枠を越えて、協働して研究開発と人材育成を行うバーチャル型の中核拠点（「共創の場」）の形成を推進する。
- ・ 国は、産学協働によるイノベーションの場として「先端融合領域イノベーション創出拠点」の形成を推進する。

（２）科学技術イノベーションに関する新たなシステムの構築

① 事業化支援の強化に向けた環境整備

先端的な科学技術の成果を有効に活用した創業活動の活性化は、産業の創成や雇用の創出、経済の活性化において極めて重要である。しかし、近年、大学発ベンチャーの設立数が、人材確保や資金確保の問題を一因として急激に減少していることにもみられるように、創業を取り巻く環境は厳しさを増している。このため、研究開発の初期段階から事業化まで、切れ目無い支援の充実を図ることにより、先端的な科学技術を基にしたベンチャー創業等の支援を強化するための環境整備を行う。

<推進方策>

- ・ 国は、起業家精神の涵養、起業体験教育等の人材養成、専門家による法務、知的財産、資本戦略に関する支援を行うネットワークの構築など、総合活動の基盤を整備する。また、大学発ベンチャーに対して、マネジメントチームの組成とこれに携わる人材の育成、マーケティング、資本戦略、知的財産戦略を含む総合的ビジネス戦略の構築など、経営戦略面に十分留意した支援を行う。

- ・ 国は、先端的な科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、「中小企業技術革新制度」（SBI R（Small Business Innovation Research））における多段階選抜方式の導入を推進する。このため、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。

- ・ 国は、ベンチャー活動の活性化を図るため、リスクマネーがより効果的に提供される仕組みを強化するとともに、研究成果を創出した者が人的資本や知財等の無形資産によって出資することを可能とする仕組みを検討する。また、エンジェル投資の充実も含めて、新たなベンチャー支援策を検討する。

- ・ 国は、市場の限られた公共部門でのイノベーションを促進するため、技術を利用する側と、技術を持つ側の研究開発機関の連携システムを構築する。

② イノベーションの促進に向けた規制・制度の活用

研究開発活動を取り巻く規制や制度は、本来、研究開発活動の円滑な推進や安全確保等を目的として設けられているものであるが、過度に厳格なために、イノベーションを阻害していることも少なくない。一方、規制・制度を上手く活用することで、イノベーションを加速する効果が期待されることもある。このため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に実施する総合特区制度等を含め、イノベーションの促進に向けた規制・制度の改善や活用等に関する取組を進める。

<推進方策>

- ・ 国は、科学技術によるイノベーションの隘路となる規制や制度を特定するとともに、その改善方策について関係府省間で議論し、解決を図る仕組みを整備する。

- ・ 国は、企業におけるイノベーションに向けた研究開発等の取組を加速するため、国際競争力も勘案しつつ、技術的、経済的合理性に立脚した新たな規制や制度の在り方について検討する。具体的には、バイオ燃料に関する温室効果ガス排出削減基準等の持続可能性基準の設定や自動車燃費基準の改定等が検討対象として挙げられる。

- ・ 国は、先端研究開発を強化するため、研究開発の円滑な推進を妨げるおそれのある規制を、補完的な措置を講じた上で限定的に解除する特区制度等を活用した先端研究拠点の形成を検討する。具体的には、大学や公的研究機関における既存の研究組織の中から、厳選してこれを指定し、その制度的な可能性について検証する。

③ 地域イノベーションシステムの構築

地域レベルでの様々な問題解決に向けた取組を促し、これを国全体、さらにはグローバルに展開して、我が国の持続的な成長につなげていくためには、それぞれの地域が持つ多様性、独自性、独創性を積極的に活用していく必要がある。地方の財政状況が厳しい中、それぞれの地域で科学技術の振興が必ずしも定着していない状況にあることから、地域がその強みや特性を活かして、自立的に科学技術イノベーション活動を展開できる仕組みを構築する。

<推進方策>

- ・ 国は、地方公共団体や大学、公的研究機関、産業界が連携、協力して、地域が主体的に策定する構想のうち優れたものについて、研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、関係府省の施策を総動員して支援するシステムを構築する。

- ・ 国は、優れた成果をあげている地域クラスターが、当該地域における自律的な成長の核として、さらに重要な役割を果たすことができるよう、研究開発の推進に加えて、研究開発におけるネットワークの形成、人材養成及び確保、知的財産活動等に関する重点的な支援を行う。

- ・ 国は、地域における研究開発やマネジメント、産学官連携や知的財産活動の調整を担う人材の養成及び確保を支援する。また、国は、大学や公的研究機関が、人材養成や産学官連携、知的財産活動において、地域貢献機能を強化する取組を支援する。

④ 知的財産戦略及び国際標準化戦略の推進

世界的にオープンイノベーションに関する取組が展開され、また、研究活動や経済活動がグローバル化する中、大学、公的研究機関、産業界が、これらの変化に適切に対応していくためには、国際標準化戦略を含めた知的財産戦略を、研究開発戦略等と一体的に推進していく必要がある。このため、国として、世界的なイノベーションの環境変化に対応し、国際標準化戦略を策定、実行するとともに、知的財産権制度の見直し、知的財産活動に関わる体制整備を進める。

<推進方策>

- ・ 国は、世界的に成長が期待され、我が国が優れた技術を持つ国際標準化特定戦略分野について、官民一体となった競争力強化戦略を策定する。また、国際標準獲得に寄与する国際的な共同研究開発プログラムを推進するとともに、国際標準化や、性能評価及び安全基準の策定に関わる研究開発機関の機能を強化する。さらに、特にアジアにおいて、製品試験や認証を行う機関への協力を進める。

- ・ 国は、産学官連携の下、国際標準化機構（ISO）、国際電気通信連合（ITU）、国際電気標準会議（IEC）等の標準化機関に対し、国際標準に関する提案を積極的に進めるとともに、

産業競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。また、国際標準化活動に的確に対応できる人材の養成、確保に向け、研修プログラムの開発や国際標準化活動への参加支援を行う。

- ・ 国は、特許審査結果の実質的な国際相互承認を目指し、日米欧韓中の中で各特許庁の審査結果を共有するシステムの構築、特許審査ハイウェイの対象拡大、手続きの簡素化を行い、特許審査ワークシェアリングの質の向上、量の拡大を図る。また、特許法条約への加盟を視野に、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。

- ・ 国は、出願フォーマット（様式）の自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善など、制度が大学及び公的研究機関の利用を促進するものとなるよう、特許制度の見直しを行う。

- ・ 国は、大学等の参画機関の協力を得て、研究目的に限り、特許を無償開放する仕組みを構築する。また、特許と関連する科学技術情報を併せて収集、公開する仕組みや、知的財産を利用、活用するための枠組みを整備する。さらに、特許や各種文献を連結、分析するシステムなど、知的財産関連情報の基盤整備とネットワーク化を推進する。

2. 知的財産戦略本部の動向

知的財産推進計画2010〔2010年5月21日 知的財産戦略本部〕（抜粋）

【Ⅲ. 3つの戦略および重点施策】

戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

○複数の企業、大学や公的研究機関がそれぞれの研究リソースをもってイノベーションの出口イメージを共有して共同研究（共創）する場を構築する。

○イノベーションの基盤を整備する観点から、特許の活用促進や大学を含めた幅広いユーザーの利便性向上に資するべく特許制度を見直す。

（例：ライセンス制度の利便性向上、大学・研究者にも容易な出願手続）

【成果イメージ】（2020年）

1. 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出

※青色発光ダイオード（年平均売上約0.4兆円）は日本の大学発技術を実用化し、世界的なシェアを獲得した例。

【Ⅳ. 分野別戦略】

戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

○我が国のベンチャー・中小企業や地域には、優れた技術・資源がありながらも、これらが十分に活かされていない。これまで知的財産の活用という面で取組が低調であったベンチャー・中小企業が、今後知的財産を梃子にしながら、それらの埋もれた技術・資源を有効活用していくことが、今後の我が国が経済成長を図る上で重要となってくる。

○そのため、知的財産の活用を促進する観点から、ベンチャー・中小企業に対して、利用者の目線に立ったわかりやすく利用しやすい支援施策を総合的に展開し、国内はもとより世界を相手に活躍できる企業が数多く生み出されていくことを支援する。

【目標指標】

①ベンチャー・中小企業における特許制度利用者の裾野を拡げる。（新たに特許出願をしたベンチャー・中小企業数（累計）：約3 万社）

②ベンチャー・中小企業による海外出願件数を増やす。（約0.8 万件→1.2万件以上）

③ノウハウ秘匿を含めた知的財産マネジメントをベンチャー・中小企業経営に浸透させる。（例：各種アンケートから把握される浸透度合いの向上）

（2）相談窓口・支援体制を整備する。

具体的な取組	概要	担当府省
--------	----	------

5	ワンストップ相談窓口の整備（短期・中期）	事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成し、併せて地方自治体や地域における支援機関との連携を強化する。	経済産業省 農林水産省
---	----------------------	---	----------------

（3）普及啓発活動を強化する。

具体的な取組		概要	担当府省
9	知的財産戦略の普及啓発（短期）	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省
11	技術の意図せざる国外流出の防止（短期）	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。	経済産業省
12	ブランド構築と知的財産の活用促進（短期）	技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。	経済産業省

（4）ユーザー参加型の実証実験を推進する。

具体的な取組		概要	担当府省
13	ユーザー参加型の実証実験（短期）	一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域（空間）を特定したユーザー参加型の実証実験を始めとした取組を進める。	総務省 経済産業省

2. 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

○我が国の大学や公的研究機関の研究水準は高いが、大学や公的研究機関の「知」を生み出す能力を産業界による事業の成功に○ 我が国の大学や公的研究機関の研究水準は高いが、大学や公的研究機関の「知」を生み出す能力を産業界による事業の成功に向けて有効活用する環境は十分に整ってはいない。

○ このため、産学官が研究の早い段階からイノベーションの出口イメージを共有して技術や知的財産を共創する場の構築、大学の産学連携力の向上や産学連携を促進する環境の整備により、産学官共創力を世界トップクラスに引き上げるべく抜本的に強化する。

【目標指標】

- ①産学官が大学や公的研究機関の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する。
- ②国内企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる。（約1000 億円→1500 億円）
- ③大学や公的研究機関の研究費に占める外国資金の金額を増加させる。（約80 億円→500 億円）

(1) 産学官が共創する場を構築する。

具体的な取組		概要	担当府省
15	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築（中期）	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究（共創）の場を構築する。	文部科学省 経済産業省
16	産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築（短期）	知の共創に際し、産業界と大学による緊密な対話を通してイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能（「知」のプラットフォーム）の構築に着手する。	文部科学省
17	既存の研究拠点の運用面の改革（中期）	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み（人材を含む）を整備する。	文部科学省 経済産業省

(2) 大学の産学連携力を向上させる。

具体的な取組		概要	担当府省
18	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化（短期・	産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編（ネットワーク化、広域化、専門化）、知的財産マネジメント人材の質的強化により産学連携機能を強化する。	文部科学省 経済産業省

	中期)		
19	知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保（短期）	研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。	文部科学省
20	大学における普及啓発（短期）	大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。	文部科学省 経済産業省
21	外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大（短期）	外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。	内閣府 文部科学省 経済産業省

(3) 産学連携を促進する環境を整備する。

具体的な取組	概要	担当府省
22 公的資金による研究成果のオープンアクセス確保（短期）	公的資金による研究成果（論文及び科学データ）について、原則としてオープンアクセスを確保する。	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省

23	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)	経済産業省
24	実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府 文部科学省 経済産業省

3. オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

○ イノベーションの担い手の知的財産を活用した活動を円滑にし、加速するため、オープン・イノベーションの進展への対応も含め、そのような活動の基盤である知的財産制度の整備を着実に進める。

○ さらに、イノベーション活動の成果を効率よく市場での事業の成功へと結びつける上では、ブランドの構築・維持も重要な要素である。我が国企業による優れた技術や資源を生かしたブランド構築の取組を促すべく、制度整備を進める。

【目標指標】

①オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築する。(例:登録対抗制度に関する検討、検討結果に応じた必要な措置)

②権利の安定性を向上させる。(例:再審の問題やダブルトラックに関する検討、検討結果に応じた必要な措置)

③特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する。(2013年に審査順番待ち期間を11か月)

④ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度を構築する。

(例:商標制度の見直しに関する検討、農林水産物・食品の地理的表示を支える仕組みに関する検討、検討結果に応じた必要な措置)

(1) オープン・イノベーションへの対応も含め、知的財産を活用した活動を支える知財制度を構築する。

具体的な取組	概要	担当府省
--------	----	------

25	知財活用を促進する制度整備（短期）	特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省
----	-------------------	---	-------

(3) 特許審査の運用を改善する。

具体的な取組		概要	担当府省
30	特許明細書の記載要件の検討（短期）	技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省
31	特許審査の迅速化（中期）	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省

知的財産推進計画2011 骨子（抜粋）

Ⅱ グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える4つの知的財産戦略

2. 知財イノベーション競争戦略

②我が国が生み出す「知」の活用を促進する。

【情勢認識】

「知を使う知」の熾烈な競争が激化する中で、技術力で勝りながら事業で負ける状況を打破するためには、総合的な知財マネジメントが必須である。グローバル・ネットワーク時代の到来により、人財の交流や流動化がますます進む中で、製造ノウハウや斬新なデザインなど競争力の源泉となる我が国企業の技術やデザインを適切に保護することが必要である。自由な研究を行う場である大学においても、産学共同研究に関する営業秘密の尊重について意識の向上を図る必要がある。また、我が国の中小企業は自立を迫られており、自らの知的財産戦略をもって、優れた知的財産を守りつつ、グローバル展開し、アジアを中心とする世界経済の発展を自らの成長に取り込んでいく必要性が高まっている。しかし、中小企業では資金や人財の不足により、優れた知的財産を十分に活用できていないのが現状であり、事業化を見据えた権利化やノウハウ秘匿を行う知財マネジメントの実現を支援することで、グローバルに通用する事業を創造していく必要がある。

大学の研究成果を基にしたベンチャー企業の成功事例が出ているものの、我が国の産学連携の潜在力が十分に発揮されているとはいえない。

中小・ベンチャー企業を含む企業と大学との効果的な連携が進むよう、ユーザー企業の視点を重視しつつ、産学連携機能を強化していく必要がある。また、大学の研究成果を新たなビジネスにつなげる上で、事業化を見据えたグローバルな知財マネジメントが必要である。

(イ) 知財マネジメントを駆使して企業の「知」を最大限に活用する。

a. 国際標準化戦略を実行する。【再掲1. ①】

b. 技術流出防止のための環境を整備する。

【施策例】

- ・ 営業秘密に対する技術者の意識向上

技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識向上を図る。(短期)(経済産業省)

- ・ 大学における普及啓発

産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。(短期)(文部科学省、経済産業省)

- ・ 営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援

中小企業を含め、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密が管理されるよう、弁護士知財

- ネットの協力を得て、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。(短期)(経済産業省)
- ・企業のコア人財の国内雇用環境の整備
高度な技術を有する企業のコア人財が、ものづくりの指導者として後進の若手人財を育成することができるよう、定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。(短期)(経済産業省)

(ロ) 企業、とりわけ中小企業の優れた知的財産を活用し、グローバルに通用する事業を創出する。

a.知的財産を活用したグローバル展開を支援する。

【施策例】

- ・中小企業のグローバル展開支援の強化
中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるような権利の取得・管理・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を強化する。(短期)(経済産業省)

b.知的財産を活用した事業化支援策を強化する。

【施策例】

- ・総合的な支援体制の整備
ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)(経済産業省、農林水産省)
- ・ワンストップ相談窓口への人財の配置
事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人財をワンストップ相談窓口配置するとともに、弁護士知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織から窓口に派遣される専門家からなるチームを活用して、中小企業の事業化を支援する。(短期)(経済産業省)
- ・新たな出願支援策の創設特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の予見可能性を高める新たな出願支援策(「知財コンダクター(仮称)」)を創設し、実施するとともに、引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う。(短期)(経済産業省)
- ・特許関係料金の減免制度の拡充
特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しに向けて、必要な法改正を行い、制度の運用を開始する。(短期)(経済産業省)

(ハ) 大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。

a.大学の産学連携力を向上させる。

【施策例】

- ・大学知財本部・T L Oの在るべき姿とその評価指標の検討
2011 年度中に、大学知財本部・T L Oの在るべき姿を検討しつつ、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価する。大学知財本部・T L Oの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。(短期) (文部科学省、経済産業省)
- ・大学の外国出願支援の強化
大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。(短期) (文部科学省)
- ・大学における普及啓発【再掲2. ②(イ)b.】
- ・日本版バイ・ドール制度の事前承認制の周知徹底
大学や委託研究の受託機関に対して、2009年に改正された日本版バイ・ドール制度の特許権移転に対する事前承認制について、現場での円滑な運用が進むよう一層の周知徹底を図る。(短期) (経済産業省、文部科学省、警察庁、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)

b. 産学連携における知財マネジメントを強化する。

【施策例】

- ・大学の研究における知財マネジメントの推進
知的財産を含む高度な専門知識を持つリサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期) (文部科学省)
- ・産学共同研究における知財マネジメントの推進
知財プロデューサーの派遣拡大により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期) (経済産業省)

c. 研究成果を事業につなげる仕組みを構築する。

【施策例】

- ・有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のS B I Rの推進
先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、S B I R (Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期) (内閣府、経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、防衛省)
- ・大学及び公的研究機関の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築
大学及び公的研究機関の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化への投資を促進する仕組みを構築する。(短期) (文部科学省)

- ・知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築
大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。（短期）（文部科学省）
- ・産学官の研究開発活動における知的財産の有効活用に向けた仕組みの整備
大学が産業界のニーズを把握しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で研究開発活動を計画・推進する機能（「知」のプラットフォーム）について、その研究開発活動から得られる知的財産を産業界が有効活用できる仕組みを整備する。（短期）（文部科学省）

